



米穀機構 情報部

No. **15**
2009年8月発行

(社)米穀安定供給確保支援機構(米穀機構)情報部
〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町15-15
TEL.03-4334-2161 FAX.03-4334-2167

米穀機構情報部では、お米に関する様々な情報をホームページ「米ネット」及び紙媒体により提供しています。その一環として「米穀機構・情報部かわら版」NO.15を発行いたします。今回は、「基本指針(平成21年7月公表)」及び参考資料より、米穀の需給見通し、米の1世帯当たりの購入数量、政府及び民間流通における6月末在庫状況、食料自給率の状況、米の新用途利用促進対策について情報提供いたします。

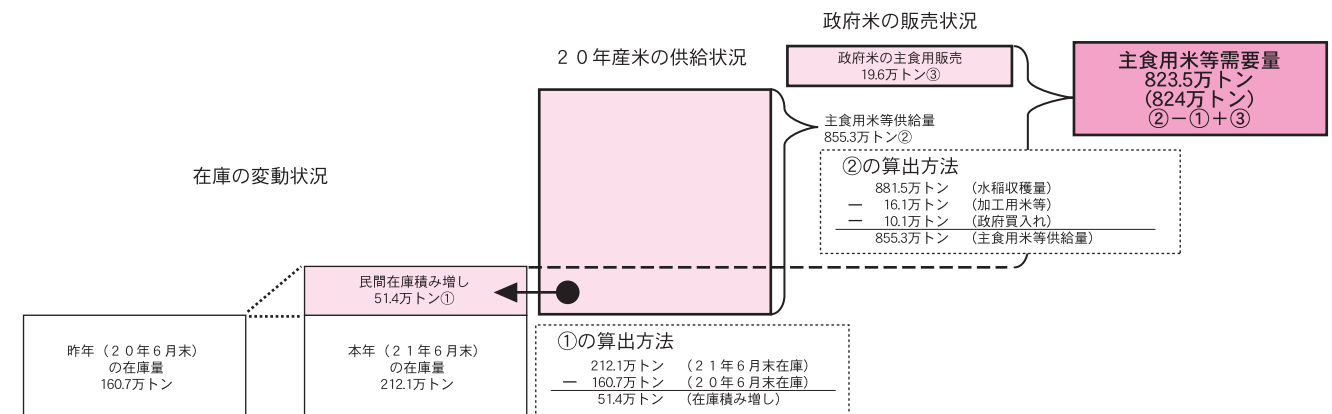
I 米穀の需給見通し

1. 平成20/21年の需要実績

平成20/21年(20年7月から21年6月までの1年間)の需要実績(速報値)は図表1のとおり824万トンとなっており、引き続き景気低迷の中で、家庭での消費が堅調に推移したものの、外食における消費減少等の影響により昨年の需要実績を大きく下回る結果となっています。

なお、平成20/21年の需要実績については、平成21年11月作成の「基本指針」における確定値報告に向け、精査を行うこととしています。

図表1 平成20/21年の需要実績(速報値)



※ ラウンドの関係で計が一致しない場合がある。

2. 全国の平成21/22年の需要見通し(速報値)

平成21/22年の全国の需要見通しは、平成8/9年(8年7月から9年6月までの1年間)以降から直近の20/21年までの全国の需要実績を用いて、トレンド(回帰式)で算出することとし、その算定結果は、図表2のとおり821万トンとなります。

図表2 平成21/22年の需要見通し(速報値)



3. 平成21/22年の需給見通し

平成21/22年の需給見通しは、図表3のとおりです。

図表3 平成21/22年の主食用米等の需給見通し

(単位：万トン)

	全体需給	うち政府備蓄米
21年6月末在庫量 A	298	86
21年産主食用等生産量 B	815	50*
21/22主食用等供給量計 C=A+B	1,113	136
21/22主食用等需要量 D	821	50*
22年6月末在庫量 E=C-D	292	86

注意：「*」を付した値は仮置きした数量である。

II 米の1世帯当たりの購入数量

米の1世帯当たりの購入数量(2人以上の世帯)は、図表4のとおり平成20年1月以降6月までは前年同時期を上回り、米の消費に関して明るい兆しがありましたが、平成20年7月以降は、11月、12月、平成21年4月を除き、前年同時期を下回っており今後の米の消費の動向が気になるところです。

図表4 1世帯当たりの購入数量(2人以上の世帯)

年	月	購入数量 (kg)	対前年同月比 (%)
2008 (平成20)	1	5.16	104.7
	2	5.84	102.1
	3	6.77	106.1
	4	6.48	101.9
	5	6.43	101.9
	6	6.45	103.2
	7	5.80	91.6
	8	6.05	99.5
	9	10.05	98.0
	10	11.21	98.4
	11	9.82	130.9
	12	8.27	106.4
2009 (平成21)	1	5.02	97.3
	2	5.59	95.7
	3	6.34	93.6
	4	6.62	102.2
	5	6.22	96.7
	6	6.06	94.0

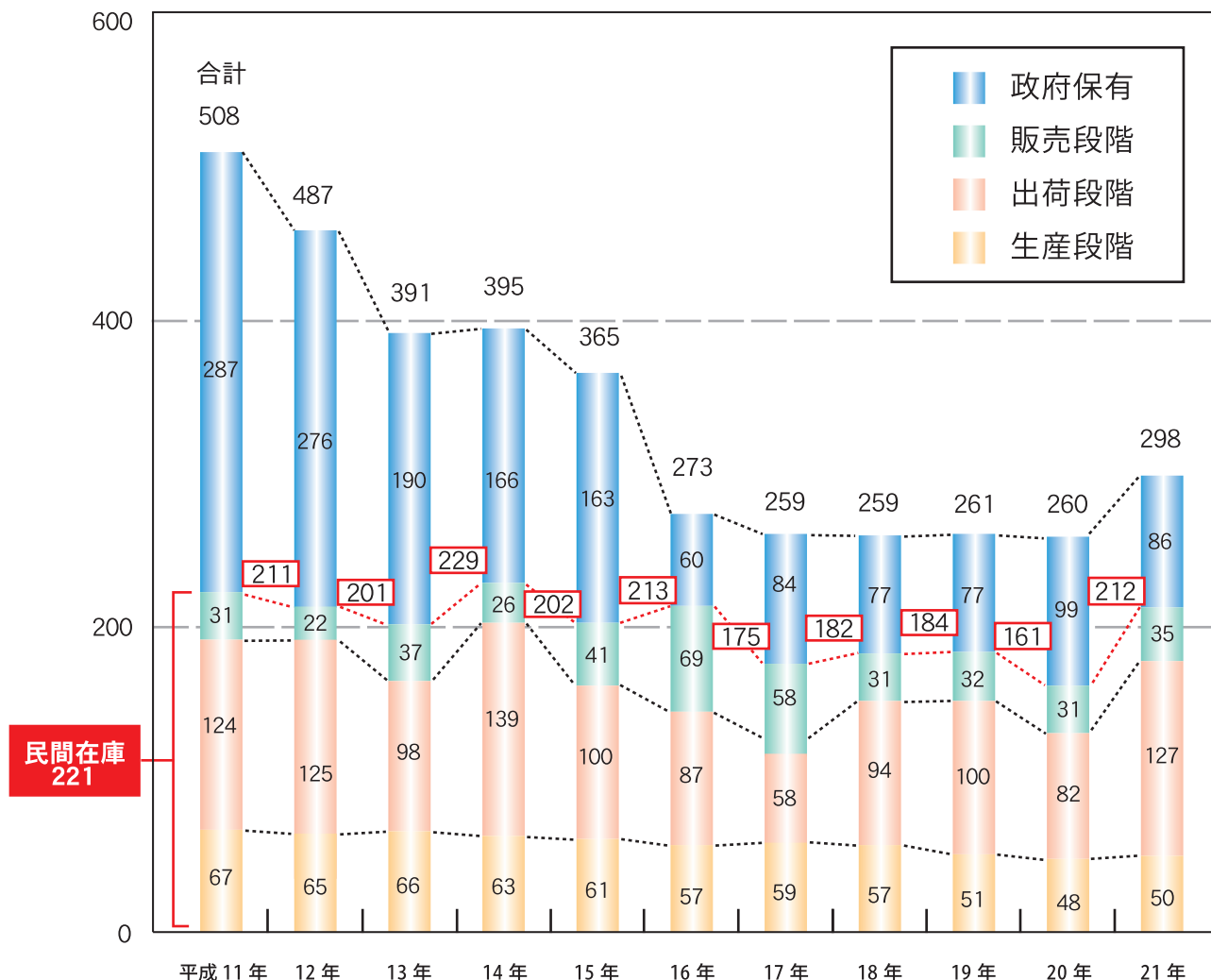
資料：総務省「家計調査」

III 政府及び民間流通における6月末在庫状況

米穀の政府及び民間流通における6月末在庫は、図表5のとおり平成17年6月末以降260万トン前後で推移していましたが、平成21年6月末の在庫は298万トンに拡大しています。

図表5 政府及び民間在庫における6月末在庫の推移

(単位：万トン)



資料：農林水産省調べ

注：1) うち玄米及びもち玄米の値である。

2) 各年の民間在庫量において、

① 平成16年以降については、年間玄米取扱数量500トン以上の業者（販売・出荷段階）の数量である。

② 平成15年については、

- ・販売段階の在庫量は、旧登録卸売業者の年間玄米取扱数量500トン以上、旧登録小売業者の1,000トン以上の業者の数量である。
- ・出荷段階の在庫量は、年間玄米取扱数量500トン以上の数量である。

③ 平成14年以前については推計値であり、

- ・販売段階の在庫量は、卸在庫量に小売在庫量（推計）を加えた数量である。
- ・出荷段階の在庫量は、系統在庫量に非系統在庫量（推計）を加えた数量である。なお、生産段階の在庫量は、「生産者の米穀現在高等調査」を基に算出した在庫量から精米在庫量（推計）を控除した玄米在庫量である。

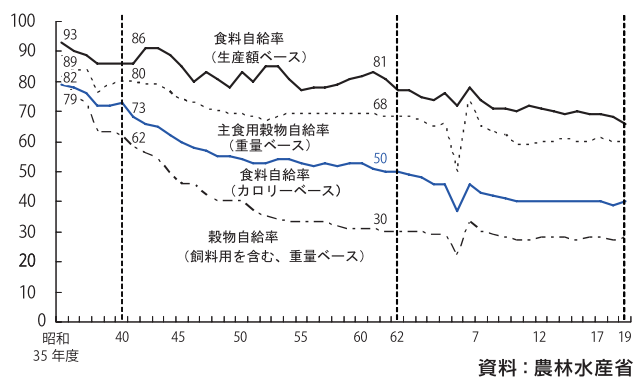
3) 平成20年6月末在庫は、速報値である。

4) ラウンドの関係で合計と内訳が一致しない場合がある。

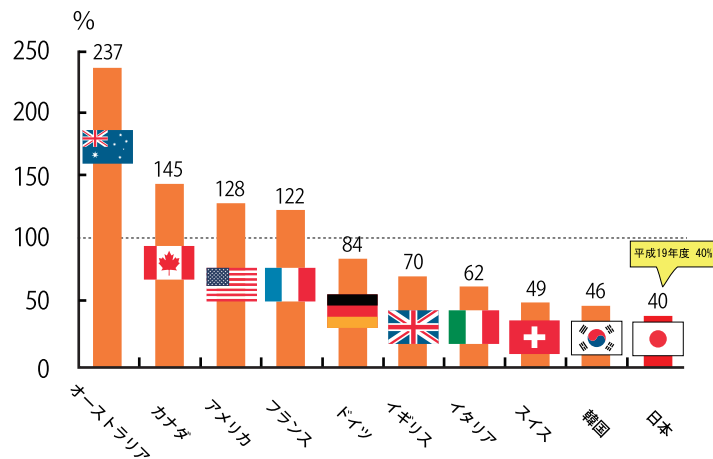
IV 食料自給率の状況

我が国の食料自給率は、食生活が変化したことや、加工や業務用需要の高まりに国内生産が十分に対応できていないこと等から、戦後大きく低下してきており、平成19年度では生産額ベースで66%、カロリーベースで40%と主要先進国の中で最低水準となっています。

図表6 食料自給率の推移



図表7 主要先進国の食料自給率



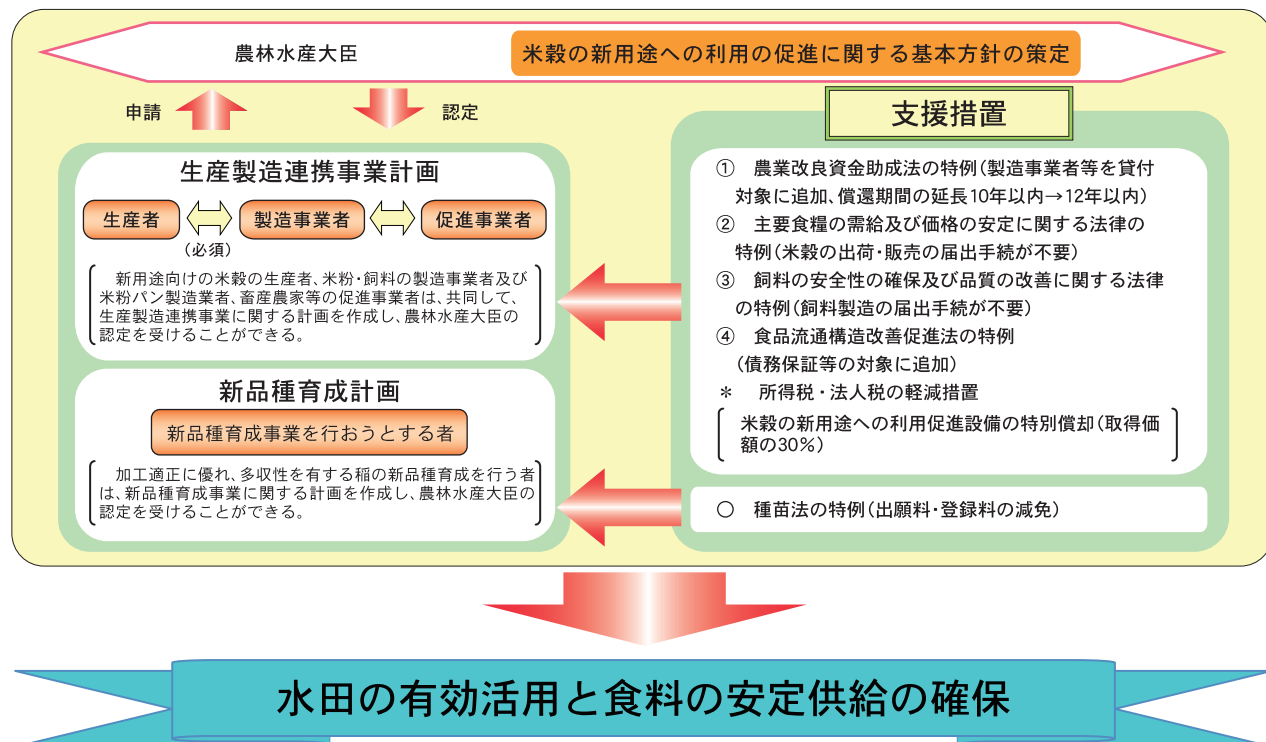
V 米の新たな用途利用促進対策

米穀の新たな用途への利用の促進に関する法律（平成21年7月1日施行）に基づき、平成21年産より以下の促進対策が講じられています。

1 米穀の新たな用途への利用の促進に関する法律(平成21年7月1日施行)

【法律の趣旨】

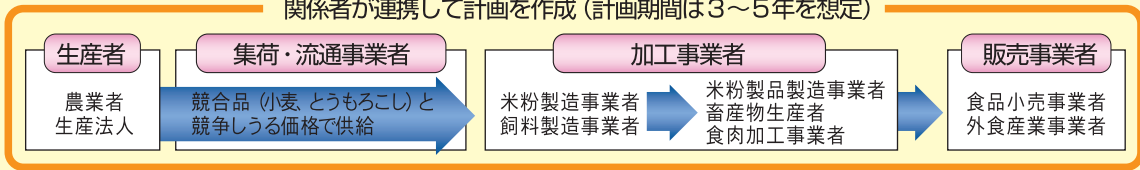
○ 米穀の新たな用途(米粉用・飼料用等)への利用を促進し、我が国の貴重な食料生産基盤である水田を最大限に活用して食料の安定供給を確保



2 米粉等の定着拡大に向けた支援（平成21年度予算）

確実に消費されるよう、関係者の連携が前提

関係者が連携して計画を作成（計画期間は3～5年を想定）



支援措置

生産者に対する支援

米粉・飼料用米等の生産者に対し、地域水田農業推進協議会等を通じ、助成金を交付（水田等有効活用促進交付金（404億円）の一部を活用）

【交付要件】

- ① 実需者との播種前契約等があること
- ② 低コスト生産を行うこと
- ③ 捨て作りを行わないこと

【助成水準】 毎年5.5万円／10a

（うち0.5万円／10aはコスト削減等の取組に対する加算）

【事業期間】 平成21年度～平成23年度

生産者、集荷・流通事業者、加工事業者等が整備する機械・施設等に対する支援

活性化計画を策定した地域において、関係者が上記の計画を作成することを前提に、次の支援を実施（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（新規需要米生産製造連携関連施設整備事業）40億円）

【施設整備等の支援（補助率：定額（1／2））】

- ① 農業生産機械の導入
- ② 加工施設の整備
- ③ 乾燥調製・集出荷貯蔵施設の整備等

【製品市場動向分析、製品開発研究等の支援（補助率：定額（1／2））】

都道府県の種苗関係団体等が行う多収性稲種子の安定供給に対する支援

都道府県の種苗関係団体等が実施する多収性稲種子の安定供給を図る取組を支援（多収性稲種子の安定供給支援事業58百万円）

米粉利用を加速化する基盤技術の開発

製粉・ブレンド技術の確立に必要な米粉の品質特性の解明等基盤技術の開発を実施

3 国産農産物の需要の拡大に向けた支援（平成21年度補正予算）

地域・生産者による生産・流通面の取組への支援

水田における転作作物について、地域の計画の下で地域・生産者がまとまって実施する取組を支援

・麦、大豆、飼料作物等

【助成水準】 最大1.5万円／10a

【取組メニュー】

- ① 実需者との連携活動（実需者と連携した市場調査の実施と生産流通計画の策定等）
 - ② 品質向上活動（タンパクや残留農薬の分析と色彩選別機による選別等）
 - ③ 物流効率化活動（効率的な流通に向けたフレコン出荷の実施等）
 - ④ 環境・安全活動（堆肥の共同施用による化学肥料の節減等）
- （取組1メニューに対して5,000円/10aを助成、最大3メニューまで）

・米粉用米、飼料用米

【助成水準】 2.5万円／10a

【取組メニュー】

- ① 実需者との連携活動（実需者と連携した市場調査の実施と生産流通計画の策定等）及び混入防止活動（ほ場乾燥による収穫時期の分散化等）
 - ② 効率的な流通体制の整備（フレコン出荷の実施等）又は集中乾燥調製体制の整備（共同乾燥調製施設による集中乾燥調製の実施等）
- （①と②の両方を実施）

生産者・実需者が連携した需要拡大に向けた取組への支援

・新品種・新技術の普及、産地と実需者との播種前契約の推進

パン・中華めん用小麦品種の作付、大豆300A技術の実証、大豆生産者と実需者が3年間程度の契約栽培を行う取組等を支援。

・国産麦、大豆及び新規需要米を用いた商品開発の推進

食品製造業者等に対して、商品開発に必要な原料購入、試作品製造、試験販売等に要する経費を助成。

4 加工事業者等が行う施設の整備等に対する支援（平成21年度日本政策金融公庫資金条件改定）

食品安定供給施設整備資金の貸付条件の改定（中小企業者向け、10年超）

【貸付対象】

「米穀の新用途への利用の促進に関する法律」の規定により農林水産大臣の認定を受けた生産製造連携事業計画に基づいて生産・流通・加工・販売の各関係者が整備する以下の施設等

- ① 米穀の乾燥調製・集出荷貯蔵施設
- ② 米粉又は米を原材料とした飼料の流通、加工、製造に係る施設
- ③ 米を原材料とした食品（畜産物を含む）の流通、加工、製造、販売に係る施設
- ④ ①、②、③に関連して必要となる費用（立ち上がり時の運転資金）
- ⑤ 新技術の利用をともなう新商品の開発等に必要となる施設
- ⑥ ⑤と一体的となって必要となる費用（特許権の取得費用等）

【償還期限】

15年（うち据置期間 3年）

【融資率】

現行 20～50% → **80%**

【貸付利率】

現行 1.85～2.15% → **1.65%**（**中小特利③-1** / 21年7月1日現在）

※ ①、②、③の整備に関連して立ち上がり時に必要となる運転資金は、2.40%（21年7月1日現在）

※ なお、生産者組合、農業協同組合等が整備する場合は、農林漁業施設資金（共同利用施設）の利用も可能
【貸付利率】 現行 2.05% → **1.80%**（農林D-3 / 21年7月1日現在）

5 加工事業者等が行う施設の整備に対する支援（平成21年度税制改正）

新規需要米の需要拡大を促進するための設備に対する税制の特例措置

【特例措置の対象】

青色申告書を提出する個人又は法人で「米穀の新用途への利用の促進に関する法律」に規定する生産製造連携事業計画について認定を受けたものが取得する以下の設備

1. 新用途米穀加工品（米穀の新用途への利用の促進に関する法律第2条第1項に規定する新用途米穀加工品をいう。）を製造する設備

設備名	対象機械及び装置
① 米穀粉製造設備	○ 気流式、ピン式、胴つき式、ひきうす式（冷却機能を有するもの）、ロール式又は媒体式の粉碎装置 ○ 上記粉碎装置と同時に設置する専用の原材料受入装置、搬送装置、供給装置、貯留装置、選別装置、精米装置、原材料洗浄装置、浸漬装置、脱水装置、ばいせん装置、ホッパー、分離装置、乾燥・冷却装置、ふるい機、混合装置、制御装置、排水処理装置、集じん装置、ポンプまたは配管
② 飼料製造設備	○ ロール式又はハンマー式の粉碎装置 ○ 上記粉碎装置と同時に設置する専用の原材料受入装置、選別装置、搬送装置、供給装置、貯留装置、ホッパー、ふるい機、制御装置、集じん装置、ポンプまたは配管

2. 新用途米穀加工品を原材料とする加工品を製造する設備

① パン製造設備	○ シート式、又はピストン式の分割装置 ○ 上記分割装置と同時に設置する専用のまるめ装置、成形装置、搬送装置又は制御装置
② めん製造設備	○ 蒸練装置、製めん装置及び冷却装置（これらを同時に設置する場合に限る） ○ 上記蒸練装置、製めん装置及び冷却装置と同時に設置する専用の切出装置、搬送装置又は制御装置

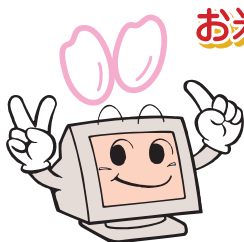
※ 対象設備の詳細は農林水産省のホームページの「米粉の情報」の税制告示（URL http://www.maff.go.jp/j/soushoku/keikaku/komeko/k_houritu/index.html#zei&shikin）を参照。

【特例措置の内容】

同法の施行の日から平成23年3月31日までの間に、上記の設備を取得した場合には、所得税・法人税において、その取得価額の30%相当額の特別償却ができる。

《参考》特別償却の効果

特例措置	概要	効果
特別償却	固定資産を取得した事業年度に限り、取得価額に一定率（30%）を上乘せて償却（減価償却の前倒し）。	・ 上乘せて償却した分、費用として損金計上できるので、1年目の納税額を軽減することができる（2年目以降の償却額が減少するので、納税総額は不変）。 ・ 設備投資直後のキャッシュフローの改善に役立つ。 ・ 初期の償却額が増加するため、投資資金の回収期間が短縮され、次の新規投資へのインセンティブを与えることができる。



お米・ごはん情報満載のホームページ **米ネット**

米穀機構のホームページ「米ネット」では、お米の価格・消費・生産などの統計データをはじめ、生産者の皆様向けのお米に関する情報やすぐに役立つごはん料理レシピなど最新の情報を常時提供しています。

また、生産者の皆様からの「米ネット」に関するご提案・ご要望をお待ちしております。

「生産者のコーナー」の中の「意見を投稿する」の投稿フォームからEメールをご利用ください。皆様のアクセスをお待ちしています。